

第9回 岬町長杯ヨットレース

帆走指示書(SI)

Ver.1.00

2026岬町長杯ヨットレース_帆走指示書_ver1(2026年4月1日発行)

[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。

これは、規則 60.1(a)を変更している。

[SP]の表記は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができることを意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。

[DP]の表記は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。

1. 規則

1-1 本レガッタには、「セーリング競技規則 (RRS)」に定義された規則を適用する。

1-2 レース公示と当帆走指示書に矛盾が生じた場合は、帆走指示書を優先する。

1-3 外洋特別規定(OSR)2026-2027 附則 B インショアレース用特別規定並びに OSR 国内規定を適用する。

1-4 付則 T を適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、RRS A10 を変更している。

1-5 「閑空一周ヨットレース」では、World Sailing 試行規則 DR21-01(代替スタート・ペナルティ) に従い、定義スタートを次のとおり変更する。但し、「インショアレース」については、定義スタートは RRS 通りである。
スタート 艇体がスタート・ラインのプレスタート・サイドに完全に入っていて、規則 30.1 が適用される場合にはその規則に従い、艇体の一部がスタート・ラインをプレスタート・サイドからコース・サイドに向かって、以下のいずれかのときに横切ると、艇はスタートするという。

(a) スタート信号時またはスタート信号後に、または

(b) スタート信号前の最後の1分の間に

艇が定義スタートの(b)項に従ってスタートする場合、スタート・ペナルティーは、艇の所要時間に5%追加されなければならない。

艇はそうしない場合、定義スタートの(a)項に従ってプレスタート側に戻ってもよい。

1-6 「IRC」クラスについては、以下も適用する。

1-6-1 IRC Rule 2026 Part A,B,C(但し、以下を変更する)

艇に搭載するセールを変更することができる(21.1.5(d)の変更)。

証書記載のクルーナンバーによる乗員制限をしない(22.4の変更)。

2 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。

3 選手とのコミュニケーション

3-1 競技者への通告は、「閑空一周ヨットレース実行委員会」公式LINEに掲示される。右の QR コードあるいは下記 URL より参加出来る。艇の連絡担当者は参加するレースの開催日までに登録すること。

<https://lin.ee/RrKzHUr>

3-2 レース本部は、ヨットハウス(管理棟)1F 会議室に位置する。

連絡先TEL : 090-4645-2228 (大会当日限り)



4. 行動規範

4-1 [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

4-2 [DP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された、装備(GPSトラッキング装置、貸与ゼッケン)を、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

5. 陸上で発する信号

5-1 陸上で発する信号は、出艇申告受付開始から抗議締切時刻の間、レース本部前のポールに掲揚される。

5-2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を30分以降と置き換える。

5-3 [DP] 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「艇は、この信号が発せられるまでハーバーから離れないよう求められる」ことを意味する。予告信号は、予定された時刻より前、またはD旗が掲揚された後60分より前には発せられない。

6. 日程

| | | |
|-----------|-------------|---------------------------------|
| 5月3日(日・祝) | 08:30-09:15 | 大会受付、出艇申告 (ヨットハウス(管理棟)1F 外側) |
| | 〃 | GPSトラッキング装置の受取 |
| | 09:20-09:40 | インショアレース 艇長会議(ヨットハウス(管理棟)前) |
| | 10:55 | 最初のレースの予告信号 |
| | 17:30- | ウエルカムパーティー(大阪府立青少年海洋センター特設会場) |
| 5月4日(月・祝) | 07:30-08:30 | 出艇申告 (ヨットハウス(管理棟)1F 外側) |
| | 08:00 | 「関空一周ヨットレース」 艇長会議(ヨットハウス(管理棟)前) |
| | 09:45 | 予告信号 |
| | 14:30 | 関空一周ヨットレース第1レース タイムリミット |
| | 15:30 | 関空一周ヨットレース第2レース タイムリミット |
| | 17:30 | 表彰式(大阪ベイ淡輪ヨットクラブハウス前) (予定) |

【ただし、レースの終了時刻により変更の可能性あり】

7 クラス旗

7-1 [DP][NP]参加艇の識別のため、艇はゼッケンをマストより前方、両舷ライフラインにとりつけなければならない。

7-2 クラス旗は、「インショアレース」「関空一周ヨットレース」ともに次の通りとする。

| クラス | クラス旗 |
|-----|---------|
| A | 白地に赤字 A |
| B | 白地に青字 B |
| C | 白地に緑字 C |

8. レースエリア

5月3日インショアレース

レースエリアは、淡輪ヨットハーバー沖水域とする。

5月4日「関空一周ヨットレース」

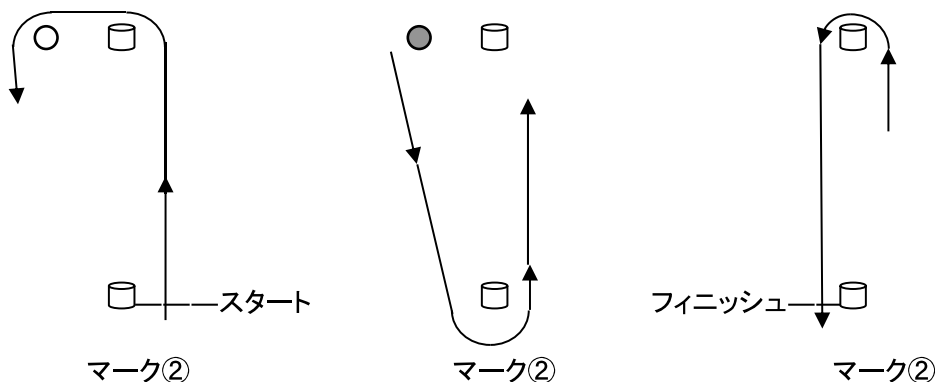
レースエリアは、大阪湾南部の淡輪ヨットハーバーおよび関西国際空港を囲む水域とする。

【インショアレース】 次の9.~20.の項は、5月3日のインショアレースに適用し、5月4日の「関空一周ヨットレース」では、関空一周ヨットレースの帆走指示書の9.~20.に読み替えることとする。

9. コース

9-1 コースはウインドワード/リーワードコースとし、見取り図は通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

【コース】 スタート → オフセットマーク → オフセットマーク → マーク② → マーク① → フィニッシュ



9-2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。

10.マーク

10-1 スタート・マークおよびフィニッシュ・マークは、レース委員会信号艇と黄色の円筒形(膨張式)ブイのマーク②である。マーク①は黄色(膨張式)の円筒型ブイ、オフセットマークは赤色球形ブイである。

10-2 帆走指示書 13「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は赤色の円筒型(膨張式)ブイである。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

11.スタート

11-1 レースは、RRS26 に従ってスタートする。

| スタートまでの時間(分) | 視覚信号 | 音響信号 | 意味 |
|--------------|--------------------------|--------|--------|
| 5 | クラス旗 | 1 声 | 予告信号 |
| 4 | P 旗、I 旗、I 旗と Z 旗、U 旗、黒色旗 | 1 声 | 準備信号 |
| 1 | 準備旗降下 | 長音 1 声 | 1分 |
| 0 | クラス旗降下 | 1 声 | スタート信号 |

11-2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

11-3 [NP]スタート信号時に、艇が RRS29.1(個別リコール)に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共に X 旗を掲揚し、VHF74ch で、その艇のセール番号またはゼッケン番号を送信するように努める。送信できなかったり、送信のタイミングが的確でなかったりしても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61.4(b)(1)を変更している。

11-4 スタート信号後 5 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これは RRS A 5.1 と A 5.2 を変更している。

12.スタート後のコースの短縮

スタート後、状況に応じてコースを短縮することがある。

回航マークにおいて、コースの短縮(音響 2 声と共に S 旗を掲揚)を発した場合、その回航マークと S 旗を掲げたポールとの間がフィニッシュ・ラインとなる。

特定のクラスに対してコースを短縮する場合、S 旗と共に、その対象となるクラス旗を掲揚する。

13.コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更を行う場合は、回航マークにおいて、反復音響と共に C 旗を掲揚し、次のマークへのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。これは RRS33(b)を変更している。

14.フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇の青色旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

15.ペナルティー

15-1 RRS 第 2 章に関わる規則違反については、RRS44.2「2 回転ペナルティー」を適用する。

15-2 [DP]RRS 第 2 章以外の規則違反については、プロテスト委員会は失格または適当と判断される値の「得点ペナルティー」または「タイムペナルティー」を課することができる。これらは RRS64 を変更している。

16.タイムリミット

スタート信号後 90 分、または各クラスの先頭艇がコースを帆走して 90 分以内にフィニッシュした場合はそのフィニッシュ後 30 分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしない艇はフィニッシュしなかった(DNF)と記録される。これは RRS 35、A 5.1、A 5.2 を変更している。

17. 審問要求

- 17-1 抗議締切時刻は、最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。時刻は**公式LINE**に掲示する。
- 17-2 審問要求の様式は、ヨットハウス(管理棟)1F 会議室にあるレース本部で入手できる。
- 17-3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は、指定したプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 17-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を、RRS60.2(d)に基づき**公式LINE**に掲示する。

18. 得点

- 18-1 得点方式は、付則 A の低得点方式を適用する。
- 18-2 得点は次により決定する
- 〈A、B、C クラス〉
- 18-2-1 各艇の所要時間に T.C.F を乗じた修正時間(秒単位)により順位を決定する(修正時間 = T.C.F × 所要時間)。
- 18-2-2 同一修正時間の場合は、T.C.F.値の低い艇を上位とする。この項は RRS A7 を変更している。
- 〈IRC クラス〉
- 18-2-3 各艇の所要時間に TCC を乗じた修正時間(秒単位)により順位を決定する(修正時間 = TCC × 所要時間)。
- 18-2-4 修正時間が同一の場合は、TCC 値の低い艇を上位とする。この項は RRS A7 を変更している。
- 18-3 成立したすべてのレースをカウントする。この項は RRS A2 を変更している。
- 18-4 シリーズの成立には、1レースを完了することが必要である。

19. (空番)

20. [DP][NP]安全規定

20-1 出艇申告

SI 6「日程」の指示時間内にレース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名し、レース委員会が準備する**GPSトラッキング装置**を受け取り、艇に搭載しなければならない。

20-2 帰着申告

最終レース終了後 60 分以内にレース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

20-3 個人用浮揚用具

20-3.1 参加艇は、OSR 付則 B インショアレース用特別規定 5.01.1 および OSR 国内規定 5.01.1 に規定された個人用浮揚用具(ライフジャケット)を装備しなければならない。

- ・ JSAF 登録艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPE A。または ISO12402-2(Level 275) /- 3(Level 150) /-4(Level 100) /-5(Level 50) いずれかの適合品でなければならない。

- ・ JSAF 非登録艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPEA(認証・桜マーク付き)の「小型船舶安全規則に規定する小型船舶用救命胴衣」でなければならない。

20-3.2 レースのためハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港する間、個人用浮揚用具(ライフジャケット)を着用しなければならない。これは第4章前文を変更している。個人用浮揚用具はすべての着衣の上に装着すること。レース委員会またはプロテスト委員会がこれに違反している艇を目撃した場合、警告を発する場合がある。

20-4 携帯電話

参加艇はレース海域で使用できる2台以上の携帯電話を携帯しなければならない。

21. [DP][NP]リタイア

レースからリタイアする艇は、最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。

艇は、陸上に戻ったら直ちに、リタイア申告書(様式不問)を提出しなければならない。

22. [DP][NP]無線の使用

艇は、レース中 VHF74ch での無線送信をしてはならない。それ以外のいかなる通信形態・情報も制限しない。これは、RRS41 の「外部の援助」に該当しないこととする。

23.運営艇

23-1 運営艇は「関空一周ヨットレース」旗を掲揚する。

23-2 PROTEST 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

24.賞

「A」、「B」、「C」各クラス1位に賞状及びカップを授与する。2～3位はカップを授与する。

(「IRC」クラスは成績の掲示のみ行う。)

25.リスク・ステートメント

RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

APPENDIX B – Special Regulations for Inshore Racing

Special Regulations for inshore racing are intended for use in short races, close to shore in relatively warm and protected waters where adequate shelter and/or effective rescue is available all along the course, held in daylight only.

Part A Basic

| Regulation | Item |
|---------------|--|
| 1.02 | Responsibility of Person in Charge |
| 1.02.1 | Under <u>RRS 3</u> the responsibility for a boat's decision to participate in a race or continue racing is hers alone. The safety of a boat and her crew is the sole and inescapable responsibility of the <i>person in charge</i> who shall do his best to ensure that the boat is fully found, thoroughly seaworthy and manned by an experienced and appropriately trained crew who are physically fit to face all weather. The <i>person in charge</i> shall also assign a person to take over his responsibilities in the event of his incapacitation. |
| 2.04.1 | All equipment required by OSR shall: |
| | a) function properly, |
| | b) be regularly checked, cleaned and serviced, |
| | c) if it has an expiry date, it will not have exceeded its expiry date whilst racing, |
| | d) when not in use be stowed in conditions in which deterioration is minimised, |
| | e) be readily accessible, and |
| | f) be of a type, size and capacity suitable and adequate for the intended use and size of the boat. |
| 3.02 | Watertight and Structural Integrity of a Boat |
| 3.02.1 | A boat shall be essentially watertight and all openings shall be capable of being immediately secured. Centreboard or daggerboard trunks and the like shall not open into the interior of a hull except via a watertight maintenance <u>hatch</u> with the opening entirely above the <u>waterline</u> . |

Part B Portable Equipment

A boat shall have:

| Regulation | Item |
|------------|--|
| 3.23 | A strong bucket with a lanyard and of at least 9 L (2.4 US Gal) capacity. |
| 3.24 | A compass (a hand-held is acceptable). |
| 4.05 | A fire extinguisher required if electrical system, engine or stove on board. |

付則 B – インショアレース用特別規定

インショアレース用特別規定がその使用を意図するレースは、コースの全域で十分な避難所および/または効果的な救助が利用できる、比較的温暖な囲まれた沿岸で行われる、日中のみの短いレースである。

パート A 基本

| 規定 | 内容・物品 |
|---------------|---|
| 1.02 | 艇責任者の責任 |
| 1.02.1 | <u>RRS 規則 3</u> によると、レースに参加するかまたはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。艇と乗員の安全を確保することは、艇責任者の唯一の避けられない責任であり、艇が発見されること、艇が十分な耐航性を有すること、どんな天候の海にも対抗できる体力と適切なトレーニングを積んだ経験豊富な乗員を配置すること、に最善を尽くさなければならない。さらに、艇責任者は責任を全うすることができない場合、その責任を引き継ぐ者を指定しなければならない。 |
| 2.04.1 | OSR が要求する全ての装備は以下の通りであること |
| | a) 適切に機能する、 |
| | b) 定期的に点検され、清掃され、維持されている、 |
| | c) 有効期限がある場合には、レース中にその有効期限を超えない |
| | d) 未使用時には劣化が最小になるような状態で保管されている、 |
| | e) すぐに使用できる場所にある、そして |
| | f) 艇の大きさや使う目的に対して、適切で十分な種類、サイズ、容量である。 |
| 3.02 | 艇体の完全な水密と構造 |
| 3.02.1 | 基本的に水密であり、全ての開口部は直ちに水密を確保することができなければならない。確実に <u>喫水線</u> より上に開口している水密の保守 <u>ハッチ</u> を除き、センターボードやダガーボードのトランクなどは艇体の船内側に開口してはならない。 |

Part B 携行備品

艇は以下を装備すること：

| 規定 | 内容・物品 |
|------|---|
| 3.23 | 9 L (2.4US ガロン)以上の容量で、ラニヤードが付いた頑丈な作りのバケツ 1 個。 |
| 3.24 | コンパス 1 個（手持ち式でも可）。 |
| 4.05 | 電気系統、エンジンまたはストーブ（炊事コンロ）を搭載する艇は消火器 1 個。 |

A gas inflatable lifejacket which shall comply with [ISO 12402-3](#) (Level 150) and have been manufactured after 2011. It shall be fitted with the following, each complying with [ISO 12402-3](#) or [ISO 12402-8](#)

- a) a manual or automatic gas inflation system,
- a) a ride up prevention system (crotch strap or thigh straps),

It shall also:

be of the appropriate size range for the [crewmember](#) as marked on the PFD, and

- 5.01.1 2011 年以降に製造され、[ISO 12402-3](#) (Level 150)に適合するガス膨張式ライフジャケット。[ISO 12402-3](#) または [ISO 12402-8](#) に適合した以下の装備を備えていること：
- a) 手動または自動のガス膨張システム、
 - b) ずり上がり防止システム（股紐または腿紐）、
 - g) PFD（個人用浮力装置）に表示されたサイズの範囲は乗員に適したものでなければならない、

あるいは、国土交通省型式承認 TYPE A。または [ISO12402-2](#)(Level 275) /-3(Level 150) /-4(Level 100) /-5(Level 50) いずれかの適合品でなければならない。

この条文は推奨とする、但し艇責任者は従前どおり、毎年少なくとも1回は各ライフジャケットを自ら点検しなければならない。

「青の太字」は OSR 国内規定